

指定手続きの方法 ※手続きは医療措置協定締結後に行ってください

協定は、医療機関の管理者と締結しておりますが、指定は、開設者に対して行うこととなりますので、管理者と開設者が異なる場合は、必ず開設者の同意を得ていただいた上で、作業をお願いします。

【作業の流れ】

①新潟県電子申請システムから申請（下記 URL または QR コードからアクセス）

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14707



②各医療機関からの申請内容を県が確認

※申請状況によりますが、申請から2～3週間程度かかることがあります。

※内容に不備がある場合は、こちらで修正や各医療機関への問い合わせをさせていただきます場合があります。

③指定書を交付

※協定締結の際と同様に、紙での交付は行いませんので、県による内容確認後、電子申請システムから、PDF ファイルをダウンロードしてください。

※指定日は、協定締結日と同じ日となります。

(指定書イメージ)

協定指定医療機関指定書	
所在地	
名称	
開設者住所	
開設者	
令和○年○月○日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第38条の第2項に基づき、第○種協定締結医療機関に指定する。	
令和○年○月○日	
新潟県知事	花角 英世